

西尾市民病院夜間看護補助者派遣に係る公募型プロポーザル実施要項

1 概要

(1) 事業名称

西尾市民病院夜間看護補助者配置事業

(2) 事業内容

当院の夜間時間帯病棟に必要な看護補助者を、派遣労働者により確保する。詳細は別添「西尾市民病院夜間看護補助者派遣仕様書」のとおりとする。

(3) 派遣場所

愛知県西尾市熊味町上泡原6番地 西尾市民病院

(4) 期間

契約予定期間 令和4年6月1日から令和5年3月31日まで

派遣予定期間 令和4年10月から令和5年3月31日まで

ただし、令和4年6月1日から派遣開始までは派遣準備期間とする。

(5) 契約上限額

金 18,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) スケジュール

プロポーザル参加申込書の提出期限	令和4年2月14日（月）まで
質問書の提出期限	令和4年2月28日（月）まで
質問書に対する回答	令和4年3月9日（水）
提案書の提出期限	令和4年3月16日（水）まで
プレゼンテーション実施	令和4年3月23日（水）
審査結果通知	令和4年3月下旬以降
契約締結(予定)	令和4年6月1日（水）

※日程については、当院の都合により変更する場合がある。

2 参加資格

プロポーザル参加申込書の提出期日において、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和3年度西尾市入札参加資格者名簿の大分類「03:役務の提供等」中分類「16:その他の業務委託等」小分類「06:人材派遣」の営業種目に登録されていること。
- (2) 愛知県内に本社、本店又は活動拠点を置いていること。
- (3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）により、労働者派遣事業の許可を受けている者であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 西尾市競争入札参加停止措置要綱に基づく入札参加の対象から除外する措置を受けていないこと。
- (6) 西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) 国税、地方税を滞納していないこと。

3 プロポーザル参加申込

- (1) 提出書類等
 - ア プロポーザル参加申込書（様式 1）
 - イ 会社概要（様式 2）
 - ウ 業務実績表（様式 3）
 - エ 労働者派遣事業許可証の写し
 - オ 納税証明書（未納の税額がないことの証明書、参加申込書の提出日から起算して 3 ヶ月以内に発行されたもの）
- (2) 提出部数
 - 各 1 部
- (3) 提出先
 - 「14 担当部局」と同じ
- (4) 提出方法
 - 持参（土・日曜日、祝日・休日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は郵送（簡易書留に限る。）とする。
- (5) 提出期限
 - 令和 4 年 2 月 14 日（月）午後 5 時必着
- (6) 参加資格確認の通知
 - プロポーザル参加資格の確認結果は、文書にて通知する。
 - 令和 4 年 2 月 18 日（金）発送予定

4 質問書の提出及び回答

本事業について質問がある場合は、次のとおり提出すること。

- (1) 受付期間
 - 令和 4 年 2 月 1 日（火）から 2 月 28 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出先

「14 担当部局」と同じ

(3) 提出書類

質問書（様式4）

(4) 提出方法

持参、郵送、ファックス又は電子メールとし、口頭による質問は受け付けない。

(5) 回答方法

令和4年3月9日（水）までに、プロポーザル参加申込書を提出した全ての応募者に電子メールにて回答する。

5 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは事業における取組み方法について提案を求めるものであり、当該事業内容についての具体的な検討結果や成果品の一部について提示を求めるものではない。

(2) 提案書記載上の留意事項

提案は、文章での表現（書面）を原則とし、簡潔に記述すること。なお、提案書は様式4に従いA4サイズとし、ページ数を記入する。

6 提案書の作成要領

(1) 様式等について

ア 様式は全てA4判縦長とし、左綴じで製本又はファイリングすること。ただし、図表等については必要に応じてA3判も可とします。この場合はA4判と同じサイズに折り込むこと。

イ 全体的な見やすさ、分かりやすさを考慮して作成すること。また、A4判換算で両面印刷10枚（20ページ）以内とすること。ただし、表紙、目次は枚数に含めない。また、本文を補完するためのイラスト、写真及び図表の使用は可とする。

(2) 記載内容について

以下の項目順に記載するものとし、記載にあたっては本プロポーザルの内容を理解し、当院の理念及び基本方針を踏まえたうえで、提案者が提供できる役割や機能等を記載すること。

1 適正な人材確保	適正な派遣労働者の確保のための募集・選考方法、選任基準等
2 派遣管理体制	派遣労働者の勤務状況把握、勤務評価の方法等を記述すること。

3 代替労働者の確保	派遣労働者の離職防止対策、交代時の引継ぎ体制、退職時の欠員対策等について記述すること。
4 研修体制	派遣元が派遣労働者に実施する接遇などの研修制度・人材育成計画等について記述すること。また、派遣先の業務を習得するための研修等について提案があれば記述すること。
5 連絡体制	通常・夜間・緊急時の連絡体制について記述すること。
6 追加提案	仕様書外の提案（働き方改革、タスクシフト、職場改善、病院運営に寄与する提案等）を記述すること。
7 見積金額	派遣労働者1名あたりの通常時間単価、夜間・休日勤務の割増時間単価及び仕様書に基づいた見込総額（各種手当、消費税及び地方消費税を含む。）

7 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

提案書（様式5を表紙とすること） 7部（正本1部、副本6部）

(2) 提出期間

令和4年3月16日（水）午後5時必着

(4) 提出先

「14 担当部局」と同じ

(3) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く8時30分から午後5時まで）又は郵送（簡易書留に限る。）とする。

8 提出された提案書等の取扱い

- (1) 提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提案者の許可なく使用しない。
ただし、西尾市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、西尾市情報公開条例（平成13年12月25日条例第20号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (3) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。
- (4) 提出された提案書等は返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出に応じない。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

9 審査の手続き及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「西尾市民病院夜間看護補助者派遣元事業者選定チーム」において下記のように審査を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) プレゼンテーションによる審査

ア 日程

令和4年3月23日（水）※詳細については別途通知する。

イ 参加者数

本審査への出席は2名以内とし、すべて提案者の雇用する従業員とする。また、ヒアリング時間は1業者あたり15分程度（説明10分、質疑5分程度）を予定している。

(2) 評価項目

別添「評価基準」による。

(3) 契約候補者の特定

ア 各選定チーム員の評価点を合算した値が最も高い提案者（同値となった場合は、「見積金額」の評価点が高い者）を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ 選定チーム員の持ち点（50点）を合算した値の5割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。

ウ 提案者が1事業所であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

10 審査結果に関する事項

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を令和4年3月下旬以降に書面（結果通知書）により通知する。

11 無効となる提案等

次のいずれかに該当する者の提案は無効とする。

- (1) 契約締結までに上記「2 参加資格」を満たさなくなった者
- (2) 提案書類に虚偽の記載があった者
- (3) 本要領等で示された提出期限、提出方法及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった者
- (4) プレゼンテーション審査に遅刻又は欠席した者
- (5) 談合等の不正行為があった者

- (6) 法令並びに西尾市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った者
- (7) 審査の公平性を害する行為が明らかになった者
- (8) 見積金額が上記「1 (5) 契約上限額」を超過した者

12 契約について

- (1) 契約内容及び仕様については、採択された提案書をもとに、病院と詳細を協議する。この際、改めて病院から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- (2) 契約は、契約準備期間を含めて令和4年6月1日（水）を締結予定日とする。

13 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 選定チームの構成員、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (3) 電子メール等の通信事故について、西尾市は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 審査結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者が上記2で規定する参加資格を満たさない者となった場合は、原則として契約を締結しないものとする。なお、この場合、西尾市は一切の損害賠償の責を負わない。

14 担当部局

西尾市民病院 事務部管理課 担当：山田

所在地：〒445-8510 西尾市熊味町上泡原 6 番地

電 話：0563-56-3171（内線：2286）

E-mail：byouin-shokuin@city.nishio.lg.jp

西尾市民病院ホームページ URL:<https://hospital.city.nishio.aichi.jp/>